

定 款

(令和 2 年 6 月 2 6 日改正)

住 友 不 動 産 株 式 会 社

住友不動産株式会社定款

第1章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は住友不動産株式会社と称し、英文では Sumitomo Realty & Development Co., Ltd. と表示する。

(目 的)

第 2 条 当社は次の事業を営むことを目的とする。

- 1 不動産の取得、処分および賃貸借
- 2 不動産の管理、利用および開発
- 3 不動産の仲介および鑑定
- 4 土地の造成、埋立および浚渫
- 5 土木建築工事の施工、設計・監理および請負
- 6 山林の経営および木材等林産品の生産、加工、販売
- 7 ビルおよび住宅の関連機器、内装材等建物関連資材の製造、販売、賃貸ならびにその仲介
- 8 生命保険の募集に関する業務ならびに損害保険代理業および自動車損害賠償保障法に基づく保険の代理業
- 9 煙草その他物品の販売
- 10 観光事業
- 11 ホテル、レストランおよびスポーツ施設の貸借および経営
- 12 不動産担保貸付その他金銭の貸付
- 13 特定目的会社、特別目的会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則に定める会社）および不動産投資信託に対する出資ならびに出資持分の売買、仲介および管理
- 14 不動産、有価証券、その他金融資産に関する投資顧問業務
- 15 不動産特定共同事業法に基づく事業
- 16 有価証券の投資および売買
- 17 情報の処理および提供
- 18 電気通信事業法に定める第二種電気通信事業
- 19 電気通信事業法に基づく付加価値情報通信網の有償提供業務
- 20 コンピュータソフトウェアの開発・販売
- 21 一般労働者派遣事業
- 22 広告、宣伝に関する企画ならびに製作
- 23 警備業法に基づく警備業
- 24 前各号に付帯または関連する一切の業務

(本 店)

第 3 条 当社は本店を東京都新宿区に置く。

(機関の設置)

第 4 条 当社は、取締役会、監査役、監査役会および会計監査人を置く。

(公告方法)

第 5 条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、電子公告を行うことができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して公告する。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当会社の発行可能株式総数は、19 億株とする。

(自己株式の取得)

第 7 条 当会社は、取締役会の決議により、市場取引等による自己の株式の取得を行うことができる。

(単元株式数)

第 8 条 当会社の単元株式数は、100 株とする。

(株式取扱規程)

第 9 条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、取締役会の定める株式取扱規程による。

(株主名簿管理人)

第 10 条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

(単元未満株式の買増請求)

第 11 条 単元未満株式を有する株主は、その単元未満株式と併せて単元株式数となる数の株式を自己に売り渡す旨を当会社に請求することができる。

(単元未満株主の権利)

第 12 条 当会社の単元未満株主は、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- 1 法令により定款をもってしても制限することができない権利
- 2 株主割当による募集株式および募集新株予約権の割当てを受ける権利
- 3 単元未満株式買増請求をする権利

第3章 株主総会

(基準日)

第13条 当社は、毎年3月31日の株主名簿に記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

(招集の時期)

第14条 当社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集する。

(招集権者および議長)

第15条 株主総会は、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(参考書類等のインターネット開示)

第16条 当社は、株主総会参考書類、計算書類、連結計算書類および事業報告に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令の定めるところにより、インターネットで開示することができる。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として議決権を行使することができる。この場合、株主または代理人は代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(決議要件)

第18条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

② 会社法第309条第2項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

第4章 取締役および取締役会

(員 数)

第 19 条 当会社に取り締役 12 名以内を置く。

(選 任)

第 20 条 取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

② 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任 期)

第 21 条 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

② 補欠または増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。

(取締役会)

第 22 条 取締役会は、取締役会長が招集し、その議長となる。取締役会長に欠員または事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

② 取締役会招集の通知は少なくとも会日の 2 日前に発する。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。

③ 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることでできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をし、監査役が異議を述べないときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。

④ 取締役会の運営その他に関する事項については、取締役会の定める取締役会規程による。

(代表取締役および役付取締役)

第 23 条 取締役会は、取締役の中から代表取締役若干名を選定する。

② 取締役会の決議により、取締役会長および取締役社長各 1 名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。

第5章 監査役および監査役会

(員 数)

第24条 当会社に監査役3名以上を置く。

(選 任)

第25条 監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任 期)

第26条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

② 補欠により選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。

(監査役会)

第27条 監査役会招集の通知は少なくとも会日の2日前に発する。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。

② 監査役会の運営その他に関する事項については、監査役会の定める監査役会規程による。

(常勤の監査役)

第28条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

第6章 取締役および監査役の責任免除

(損害賠償責任の一部免除)

第29条 当社は、取締役会の決議をもって、取締役（取締役であった者を含む。）および監査役（監査役であった者を含む。）の当会社に対する損害賠償責任を、法令の定める範囲で免除することができる。

② 当社は、法令の定めに従い、社外取締役および社外監査役との間に、当会社に対する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第 7 章 計 算

(事業年度)

第 30 条 当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(剰余金の配当)

第 31 条 株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。

② 前項のほか、取締役会の決議により、毎年 9 月 30 日の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

第 32 条 期末配当金および中間配当金が支払開始日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

沿 革

(制 定) 昭和 24 年 12 月 1 日

(改 正) 昭和 24 年 12 月 1 日・昭和 25 年 5 月 12 日・昭和 26 年 11 月 28 日・昭和 31 年 5 月 25 日
昭和 31 年 11 月 29 日・昭和 32 年 5 月 15 日・昭和 33 年 11 月 18 日・昭和 34 年 11 月 13 日
昭和 35 年 5 月 13 日・昭和 37 年 5 月 17 日・昭和 39 年 5 月 14 日・昭和 40 年 11 月 15 日
昭和 41 年 5 月 16 日・昭和 42 年 5 月 16 日・昭和 45 年 5 月 19 日・昭和 46 年 5 月 29 日
昭和 48 年 5 月 31 日・昭和 49 年 5 月 28 日・昭和 50 年 5 月 29 日・昭和 57 年 6 月 24 日
昭和 60 年 6 月 28 日・昭和 62 年 6 月 26 日・平成 3 年 6 月 27 日・平成 6 年 6 月 29 日
平成 10 年 6 月 26 日・平成 13 年 6 月 28 日・平成 14 年 6 月 27 日・平成 15 年 6 月 27 日
平成 16 年 6 月 29 日・平成 17 年 6 月 29 日・平成 18 年 6 月 29 日・平成 19 年 6 月 28 日
平成 21 年 6 月 26 日・平成 30 年 10 月 1 日・令和 2 年 6 月 26 日